



深津交番



福山東警察署 深津交番 084-926-1170

交番・駐在所の加入電話が
廃止されます！！



来年からは、交番や駐在所
にご要件がある場合にも、
警察署の代表電話番号に
かけてくださいね

令和6年12月31日をもって、県下一部交番・駐在所を除き、交番・駐在所に設置している加入電話が廃止され、令和7年1月1日以降は各警察署の代表電話番号へ統一されることとなりました。

福山東警察署では、全ての交番・駐在所へ設置していた加入電話が廃止となり、福山東警察署の代表電話番号(084-927-0110)へ統一されます。

交番・駐在所へお問合せの際には、福山東警察署の代表電話番号へおかけいただき、自動音声に従ってお問合せ先の番号を選択することで交番・駐在所につながります。

※統一日以降に、交番・駐在所へ電話された場合、約3か月間は「福山東警察署へおかけください」旨の音声アナウンスが流れます。

緊急の事件・事故の場合には迷わず110番通報をお願いします。

令和6年年末交通事故防止県民総ぐるみ運動の実施について

「今日もまた あなたの無事故 待つ家族」

◎ 飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。

アルコールは少量の摂取でも安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力が低下し、交通事故の危険を高めます。

お酒を飲んだら絶対に運転をしてはいけません。

- ・ 酒気帯び運転の禁止

【罰則】3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ・ 酒酔い運転の禁止

【罰則】5年以下の懲役または100万円以下の罰金



◎ 飲酒運転をした当事者はもちろんですが、飲酒運転を助長する禁止行為(酒類提供、車両貸与、同乗)を犯した周辺者にも厳しい罰則が設けられています。